

本巣市 被災動物救援計画

本巣市では、災害時における人と愛玩動物の安全を考え、救援対策が円滑に行われるための救援計画を策定し、災害に備えます。



令和 6 年 9 月



本巣市

目 次

1 趣 旨	1
2 定 義	1
(1) 対象動物	1
(2) 避難所	1
(3) 一般市民	1
(4) 岐阜県被災動物救援本部	1
(5) 被災動物救護所	1
(6) 臨時動物救援病院	1
(7) 獣医療支援チーム	2
(8) ペット災害支援協議会	2
(9) 災害時の体系図	3
3 組 織	4
(1) 本巣市被災動物救援本部	4
(2) 支部	4
(3) 関係機関等連絡先	4
4 平常時の対応	5
(1) ペットの飼育状況の把握	5
(2) 被災動物数の推計	5
(3) 災害時に備えたペットの飼育場所の確保	6
(4) 災害時に備えたテント等の資機材の確保	7
(5) 避難訓練時の動物同伴への配慮	8
(6) 飼い主への広報、啓発活動	8
(7) 一般市民に対する啓発	9
(8) 本巣市以外の県内市町村が被災した場合の体制整備	10
5 災害時の対応	10
(1) 飼育場所の設置	10
(2) 避難所における被災動物救援活動の実施	10
(3) 被災動物実態調査による被災動物状況の把握	10
(4) 被災動物に関する市民への掲示板などによる広報避難	10
(5) 県が行う被災動物の保護、収容、返還などへの協力	10
(6) 登録ボランティア活動に対する統括業務	11
(7) 本巣市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備	11
6 付 則	11

1 趣 旨

本巣市で大規模な災害が発生した場合に市民の生命と財産を災害から守ることは本巣市の最も重要な役割であり、市民が飼養している犬や猫などの愛玩動物についても動物愛護の観点から同様に保護しなければなりません。今後、30年以内に高い確率で発生するとされる東海地震や東南海・南海連動による複合型地震で大きな被害が想定されていることやその他災害に対応するため、本巣市が「本巣市地域防災計画」に基づき、平常時及び災害時の対応を決めておくことで、災害時に被災動物の救援対策が円滑に行われることを目的として「本巣市被災動物救援計画」を策定します。

2 定 義

(1) 対象動物

犬・猫など一般の家庭で飼養されている愛玩動物（以下「ペット」という。）を対象とします。

(2) 避難所

本巣市地域防災計画に基づき選定されている市民が避難する場所とします。（ペットを同伴で避難する場所となります。）

(3) 一般市民

一般市民とはペットを飼養していない本巣市民のことです。

(4) 岐阜県被災動物救援本部

災害発生時、円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県被災動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）を岐阜県、（公社）岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部で設置します。

(5) 被災動物救護所

動物救援本部が被災状況に応じて、避難所、災害現場や県内保健所など（11カ所）敷地内に設置・運営し、被災動物に関する救援活動を実施します。

(6) 臨時動物救援病院

（公社）岐阜県獣医師会の会員の所有する診療施設とし、負傷動物の治療及び一時飼養などを行います。

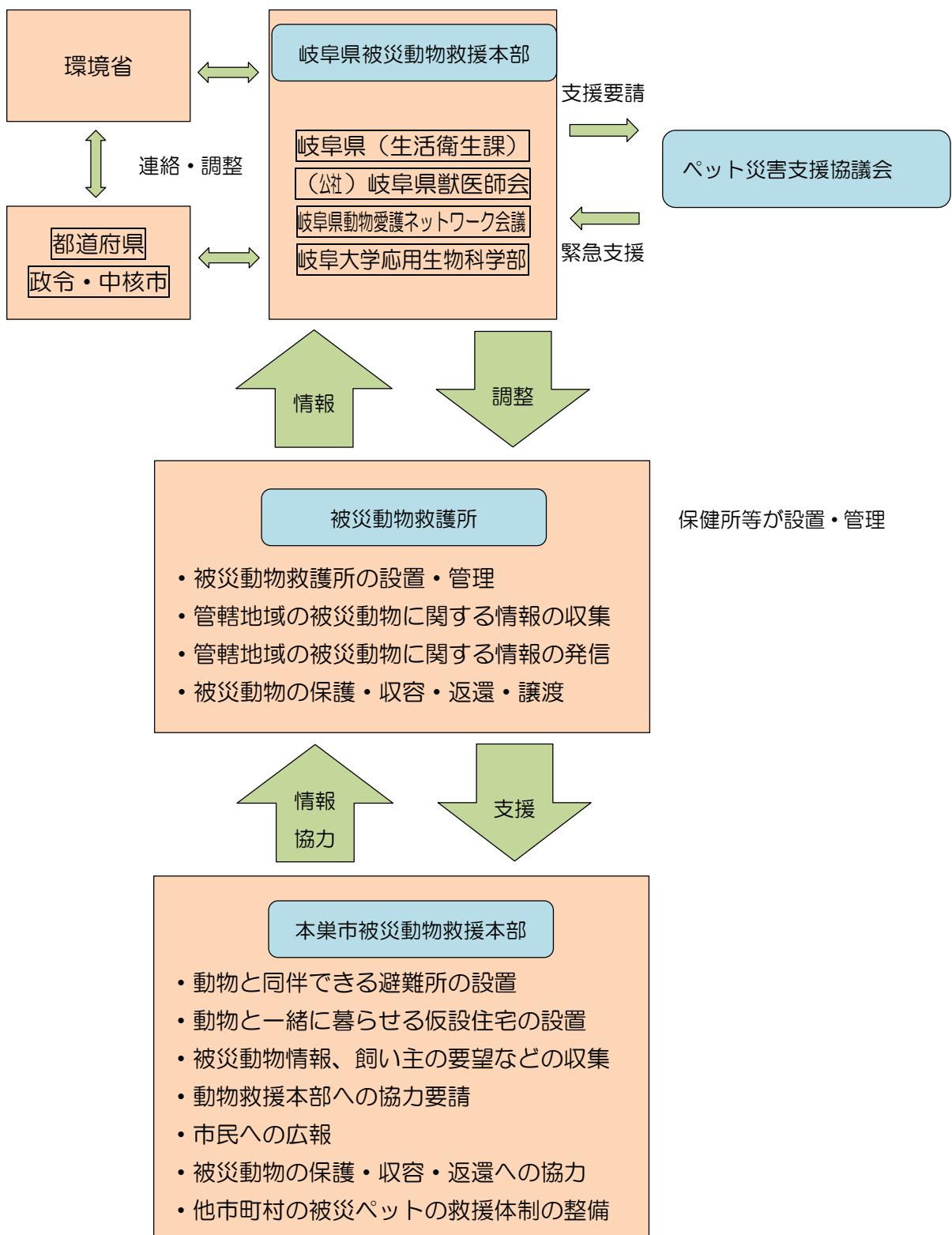
(7) 獣医療支援チーム (Veterinary Medical Assistance Team) (以下「VMAT」という。)

災害発生後の比較的早期に被災地における動物医療支援をサポートできる動物医療の専門家からなるチーム。

(8) ペット災害支援協議会

緊急災害発生時における被災ペット救護活動に対して、ペットフードやペット用品を支援するために、ペット関連4団体 ((一社) ペットフード協会、(一社) 日本ペット用品工業会、(一社) 全国ペットフード、用品卸商協会、(一社) 日本ペットサロン協会) により、令和元年11月に組織された協議会。

(9) 災害時の体系図



3 組織

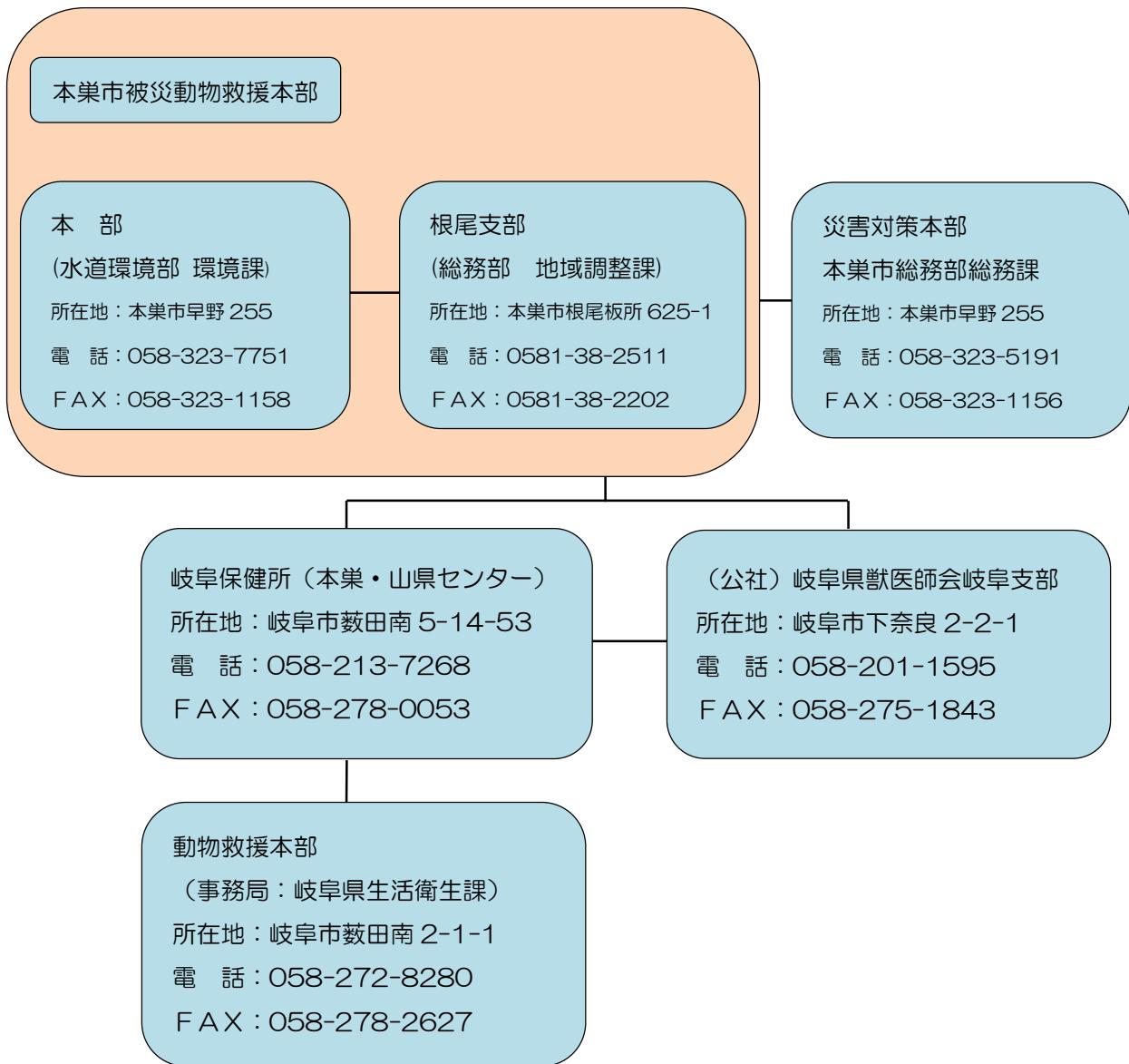
(1) 本巣市被災動物救援本部

本巣市 水道環境部 環境課

(2) 支部

根尾支部 総務部 地域調整課

(3) 関係機関等連絡先



4 平常時の対応

(1) ペットの飼育状況の把握

【飼育状況】 (令和5年12月1日現在)

人口	世帯	種別	飼育頭数
33,131人	13,088世帯	犬	2,276頭(登録数)
		猫	2,419頭(推計数) ※ペットフード協会 の推計値より算出

※猫の飼育頭数推計

ペットフード協会の推計値 9,069千頭(令和5年12月現在、全国)

1人当たり飼育頭数

9,069千頭／124,299千人(全人口) = 0.073頭／人

1世帯当たり飼育頭数

9,069千頭／60,779千世帯(全世帯) = 0.149頭／人

本巣市(33,131人、13,088世帯) 猫飼育頭数推計数

$33,131 \times 0.073 = 2,419\text{頭}$ $13,088 \times 0.149 = 1,950\text{頭}$

2,419頭 > 1,950頭 → 2,419頭

(2) 被災動物数の推計

【推定被災動物数】 (令和5年12月1日現在)

世帯数(A)	全半壊戸数(B)	B/A	種別	飼育頭数(C)	被災動物推定数(B/A×C)
13,088世帯	5,290戸	0.404	犬	2,276頭(登録数)	920頭
			猫	2,419頭(推計数)	977頭

※全半壊戸数推計は令和4年3月発表の岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定結果市町村別データより最大被害戸数を適用し1世帯当たり1戸の家屋と仮定します。

南海トラフ地震

全壊 332戸、半壊 1,149戸、計 1,481戸

養老-桑名-四日市断層帯地震

全壊 922戸、半壊 2,930戸、計 3,852戸

阿寺断層系地震(南端から北西へ)

全壊 0戸、半壊 47戸、計 47戸

阿寺断層系地震(北端から南東へ)

全壊 0 戸、半壊 23 戸、計 23 戸
 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）
 全壊 0 戸、半壊 50 戸、計 50 戸
 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）
 全壊 0 戸、半壊 0 戸、計 0 戸
 跡津川断層地震
 全壊 4 戸、半壊 131 戸、計 135 戸
 摂斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）
 全壊 1,732 戸、半壊 3,558 戸、計 5,290 戸
 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）
 全壊 40 戸、半壊 439 戸、計 479 戸
 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）
 全壊 1 戸、半壊 73 戸、計 74 戸
 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）
 全壊 0 戸、半壊 17 戸、計 17 戸

（3）災害時に備えたペットの飼育場所の確保

- ① 同行避難に対応するため避難所ごとに動物の飼育場所の用地を確保します。
 ペットの飼育場所は衛生面などを考慮して避難部屋には入れず、屋外の飼育施設（倉庫、テントなど）の設置により避難市民と隔離した場所に設置します。

【ペット同行避難対応避難所】

No.	名 称	所 在 地	設置方法等
1	根尾文化センター	本巣市根尾板所 625-1	倉庫利用
2	根尾学園	本巣市根尾神所 268-1	倉庫利用・テント設置
3	旧根尾小学校	本巣市根尾市場 461	倉庫利用・テント設置
4	根尾幼稚園	本巣市根尾高尾 775-1	テント設置
5	NEO 桜交流ランド	本巣市根尾門脇 422	テント設置
6	NEO キャンピングパーク	本巣市根尾下大須 1428-1	テント設置
7	本巣中学校	本巣市文殊 120	倉庫利用・テント設置
8	本巣小学校	本巣市文殊 179	倉庫利用・テント設置
9	本巣幼稚園	本巣市曾井中島 1429-2	倉庫利用・テント設置
10	外山小学校	本巣市神海 1328-3	倉庫利用・テント設置
11	神海幼稚園	本巣市神海 459-1	倉庫利用・テント設置
12	本巣老人福祉センター	本巣市曾井中島 1170-6	テント設置
13	本巣公民館	本巣市文殊 324	倉庫利用・テント設置
14	もとす広域連合老人福祉施設大和園	本巣市曾井中島 1156-4	テント設置

15	一色小学校	本巣市見延 16	倉庫利用・テント設置
16	土貴野小学校	本巣市七五三 658	倉庫利用・テント設置
17	席田小学校	本巣市郡府 37	倉庫利用・テント設置
18	糸貫中学校	本巣市三橋 1101-8	倉庫利用・テント設置
19	本巣松陽高等学校	本巣市仏生寺 859-1	倉庫利用・テント設置
20	糸貫富有柿の里	本巣市上保 1-1-1	倉庫利用・テント設置
21	糸貫老人福祉センター	本巣市三橋 1101-6	テント設置
22	真正公民館	本巣市下真桑 1060	倉庫利用・テント設置
23	真正体育センター	本巣市軽海 725-1	倉庫利用・テント設置
24	本巣市民文化ホール	本巣市軽海 718	テント設置
25	真正中学校	本巣市下真桑 1010	倉庫利用・テント設置
26	真桑小学校	本巣市下真桑 223-1	倉庫利用・テント設置
27	弾正小学校	本巣市政田 2100	倉庫利用・テント設置
28	真正幼稚園	本巣市下真桑 443-2	倉庫利用・テント設置
29	真桑幼稚園	本巣市下真桑 178-1	倉庫利用・テント設置
30	弾正幼稚園	本巣市国領 148	倉庫利用・テント設置
31	岐阜工業高等専門学校	本巣市上真桑 2236	倉庫利用・テント設置
32	真正スポーツセンター	本巣市小柿 368-3	テント設置

- ② 仮設住宅ではペット連れ入居を認めます。
- ③ 避難所における飼養ルールを決めます。
(「避難所における被災動物救援マニュアル」を参照)

(4) 災害時に備えたテントなどの資機材の確保

- ① 飼育ケージ収容用テント
同行避難した動物の飼育場所（ケージの収容場所）を確保します。
- ② 飼育ケージ、ペットフード等
 - ア 飼育ケージ、ペットフードなど避難所でのペットの飼育に必要なものは市では備蓄しませんので飼い主が避難時に持参するよう、災害に備えて準備、持参するように普及啓発活動を行います。
 - イ ペット飼い主が飼育ケージやペットフードなどが持参できない場合や避難生活が長期化し、不足するような場合には、動物救援本部および岐阜県獣医師会岐阜支部と調整し確保します。
 - ウ リードやロープなど資機材を被災動物用に市では財政的理由により備蓄できませんので防災用備品などを代用や災害時資機材応援協定締結事業者から提供を受けます。

（5）避難訓練時の動物同伴への配慮

動物同伴避難訓練を行うことで飼い主の訓練になるとともに、一般市民への被災動物に関するこの啓発を図ることができます。

（6）飼い主への広報、啓発活動

災害発生時においては、飼い主は自らの責任でペットを守ることが必要です。市では事前にペットフードなどの食糧や資機材を財政的理由により備蓄できません。また災害発生時、人命優先となり被災動物への救援が直ちに行われないことが予想されます。また、避難所には多くの人が動物と一緒に避難してくることが想定され、避難所での共同生活に支障を来さぬよう、飼い主へ次のことを平常時から普及啓発する必要があります。

① 飼い主が事前に確認しておく事項

ア 本巣市における災害時のペット救援対策

- ・ 避難所に動物収容場所を併設するので同行避難が可能となります。
- ・ 仮設住宅でのペット連れ入居が可能となります。

イ 避難所での飼育動物の管理は、飼い主による自己管理が大原則

- ・ 個々の動物の飼育は飼い主の責任で行うこととなります。
- ・ 避難所での飼育に伴う必要な作業は（飼育場所の管理等）は飼い主が共同で行うこととなります。

ウ 災害発生時において負傷動物が動物病院に集中することが予想され、また、動物病院自体も被災する場合もあります。普段から被災時における治療、保管などについて主治医とよく話し合っておく必要があります。

エ 親類、知人など、一時的に預けられる場所をあらかじめ確保しておく必要があります。

② 飼い主の明確化

ペットとはぐれた場合や行政により保護された場合にその飼い主の発見を容易にするためペットの種類に応じて次のような措置を講じておく必要があります。

ア 鑑札及び注射済票の装着

イ 首輪の装着

ウ 名札の装着（飼い主氏名、住所、電話番号などを記載）

エ マイクロチップの装着

オ その他飼い主が必要とする措置

③ 動物避難用防災品の備蓄

市では動物避難用防災品は備蓄財政的理由により備蓄できません。また災害発生時には人命優先で被災動物への救援が直ちに行われないことが予想されますので、

災害発生時にペットと避難するために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておく必要があります。

- ア ペットフード、水（最低5日間分）
- イ リード、飼育ケージ、食器（食事、飲み水用等）
- ウ タオル、ペットシーツ、ビニール袋、新聞紙、古着（糞尿用等）
- エ 救急用品（包帯、消毒薬、常備薬等）
- オ ペットの特徴が分かる写真
- カ その他飼い主が必要とする用品

④ しつけなど普段からの取り組み

災害時には同行避難することが原則であることから、避難所において他人に迷惑をかけないようにするため、普段から次のことに取り組む必要があります。

ア 衛生管理

常に清潔に保つとともに決められた場所で排泄するよう習慣づけるなど衛生管理に努めましょう。

イ 飼育ケージに慣らす

避難する場合は、飼育ケージに入れられることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしないように、普段から飼育ケージに慣れるようトレーニングを行いましょう。

ウ しつけ

他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるように十分なしつけを行いましょう。

エ 避妊及び去勢手術の実施

ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するため避妊及び去勢手術を実施しましょう。

オ 各種予防接種の実施

登録及び狂犬病予防注射を確実に実施しましょう。また、各種混合ワクチンの接種を行うなどペット間あるいは人への感染症等のまん延を防ぐための措置を行いましょう。

カ 災害時における治療、保管等について主治医との話し合い

災害時は、負傷動物が動物病院に集中することや動物病院自体も被災する場合も想定されるため、普段から主治医との話し合いを行いましょう。

キ 親類、知人等を通じた一時的に預けられる場所の事前確保

長期間に渡る避難所等でのペットの飼育は、他の被災者との摩擦等の問題が起こりやすくなることから、被災していない親類、知人等を通じ一時的に預けられる場所を確保しましょう。

（7）一般市民に対する啓発

- ① ペット同行避難が可能な避難所を設置するので、避難所でペットが飼育されている場合があります。
- ② 避難所では動物を区分して管理するなど、災害時の動物対策を進めていること。
- ③ 仮設住宅はペット連れ入居が可能であること。

(8) 本巣市以外の県内市町村が被災した場合の体制整備
資機材貸出、ペット同伴避難者の受入を行うための体制の整備

5 災害時の対応

(1) 飼育場所の設置

- ① ペット同行避難に対応するため避難所ごとに飼育施設（倉庫、テントなど）を設置します。
ペットの飼育場所は衛生面などを考慮して避難部屋には入れず、屋外の飼育施設（倉庫、テントなど）の設置により避難市民と隔離した場所に設置します。
【ペット同行避難対応避難所は、5ページ 4（3）を参照】
- ② 飼育施設内では、同一動物ごとにグループ分けをします。
- ③ 仮設住宅ではペット連れ入居を認めます。

(2) 避難所における被災動物救援活動の実施

別に定める「避難所における被災動物救援マニュアル」に基づき現場に即した活動を進めていきますが、活動内容などは逐次、本巣市被災動物救援本部を通じて被災動物救護所へ報告し、被災動物救護所の指示に基づき本巣市被災動物救援本部より改めて各救援支所及び各避難所の活動状況などの情報提供を行い情報の共有化を図っていきます。

(3) 被災動物実態調査による被災動物状況の把握

災害時、市地域防災計画で定める情報収集班により市内全域での被災動物実態調査を実施し岐阜県被災動物救援本部に報告します。

(4) 被災動物に関する市民への掲示板などによる広報

- ① ペット同行避難対応避難所の周知
- ② 動物救援本部からの連絡事項など

(5) 県が行う被災動物の保護、収容、返還などへの協力

- ① 飼い主不明動物の一時保護被災動物の保護
- ② 県が行う飼い主不明動物の保健所等動物収容施設などに移送する場合は、逸走、

咬傷事故防止対策に協力します。

- ③ 保健所等動物収容施設などに保護・収容した被災動物について飼い主の探索、情報発信を避難所などに設置した掲示板などに利用して行います。

(6) 登録ボランティア活動に対する統括業務

被災動物救護業務への登録ボランティア従事者に対して、活動業務を選別と人員割り振りを行う統括的調整業務を行います。

(7) 本巣市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備

資機材貸出、ペット同伴避難者の受入

6 付 則

本計画は、必要に応じて見直しを行うものとします。

この計画は、平成 26 年 3 月 3 日から施行します。

この計画は、令和 3 年 3 月 29 日から改定します。

この計画は、令和 5 年 8 月 31 日から改定します。

この計画は、令和 6 年 9 月 30 日から改定します。

